

# 総務文教常任委員会報告

令和5年12月19日

ただ今から、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和5年12月8日午前9時56分から美浜町議会全員協議会室で、委員6名及び議長の出席のもとに本委員会を開会し、11月27日に本委員会に付託されました議案4件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る11月27日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

### **議案第81号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

質疑：期末手当と勤勉手当の割合は人事院勧告に基づいて決めているが自治体の裁量で決めることが出来るのか。

回答：あくまでも勧告なので、ある程度のことは考えられるが国からは人事院勧告など社会情勢を踏まえて、職員の給与を決めるように指導されていると解釈している。

質疑：勤勉手当の評価の仕方はどのようにしているのか。

回答：一番上からS、A、B、C、Dの5段階で評価しており、評価の結果を勤勉手当に反映している。また、SおよびA評価の数は職員全体数の3割以内という規定がある。

### **議案第82号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

質疑：一般職の場合、期末手当と勤勉手当の支給割合を0.05カ月ずつ上げることにより、合わせて0.10カ月上げている。同じ考え方をすると特別職の場合は勤勉手当がゼロで、期末手当の支給割合は0.05カ月になるがどのような考え方で期末手当の支給割合を0.10カ月上げているのか。

回答：今回の改定は、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じた特別職の給与改定を踏まえたものである。国の特別職とは、内閣総理大臣や、国务大臣、副大臣などがこれにあたるが、特別職については、一般職と違い勤務成績を評価してその評価結果が反映される勤勉手当というものはないが、国の特別職の期末手当は、一般職の期末手当と勤勉手当の支給割合4.5カ月の75%を目安にしていると聞いている。

**議案第 8 3 号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する制定について**

質疑はありませんでした。

**議案第 8 4 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について**

質疑はありませんでした。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

**議案第 8 1 号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

**議案第 8 2 号 美浜町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

**議案第 8 3 号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

**議案第 8 4 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について**

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり協議を終了し、午前 11 時 25 分本委員会を閉会いたしました。以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。